

令和4年10月19日

三重県知事 一見勝之殿

三重県松阪市中万町1424番地
医療法人 永宏会
理事長 富山浩基
電話 0598(60)0700

決 算 届

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの決算を終了したので、医療法
第52条第1項の規定により届出します。

《添付書類》

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



事業報告書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 永宏会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県松阪市中万町1424番地
- (3) 設立認可年月日 平成13年11月28日
- (4) 設立登記年月日 平成13年12月10日

2 事業の概要

- (1) 本来業務
- | | | |
|-----|------------|----------------------------------|
| 診療所 | とみやま外科内科医院 | 三重県松阪市中万町1424番地 |
| 診療所 | 高岳デンタルオフィス | 愛知県名古屋市東区泉2丁目28-18
レジディア高岳102 |
- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項
- | | |
|-----------|--|
| 令和3年9月20日 | 前年度決算の決定 |
| 令和4年7月31日 | 歯科診療所開設、医療法人の名称変更、社員入社承認及び理事2名選任、
次年度の事業計画及び収支予算の決定 |

法人名 医療法人 永宏会

所在地 三重県松阪市中万町1424番地

財 産 目 録
(令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額	205,700 千円
2. 負 債 額	49,834 千円
3. 純 資 産 額	155,866 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	177,416
B 固 定 資 産	25,748
C 繰 延 資 産	2,536
D 資 産 合 計	205,700
E 流 動 負 債	31,834
F 固 定 負 債	18,000
G 負 債 合 計	49,834
H 純 資 産	155,866

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 永宏会

所在地 三重県松阪市中万町1424番地

貸借対照表
(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	177,416	I 流動負債	31,834
II 固定資産	25,748	II 固定負債	18,000
1 有形固定資産	20,553		
2 無形固定資産	0		
3 その他の資産	5,194	負債合計	49,834
III 繰延資産	2,536	純資産の部	
		科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 利益剰余金	145,866
		純資産合計	155,866
資産合計	205,700	負債・純資産合計	205,700

法人名 医療法人 永宏会

所在地 三重県松阪市中万町1424番地

損 益 計 算 書

(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	214,450
2 事業費用	210,873
事業利益	3,576
II 事業外収益	819
III 事業外費用	360
経常利益	4,036
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	4,036
法人税等	793
当期純利益	3,243

監事監査報告書

医療法人 永宏会
理事長 富山浩基 殿

私は、医療法人 永宏会の令和3会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月23日

医療法人 永宏会

監事 富山 貴大